

新しい生活様式

新型コロナウイルス感染防止の取組は、有効な治療法やワクチンが確立されるまで終わりはありません。対策が長期間にわたることを覚悟しつつ、ウイルスの特徴を踏まえ、正しく恐れながら、日常生活を取り戻していく指針となります。

基本的な対策

- 人との間隔は、できるだけ2メートル空ける
- マスクを着ける
- 帰宅したら、まず手や顔を洗い、すぐに着替える



移動

帰省や旅行は
控えめに



部屋

こまめに換気し、
密集、密接、密閉
の「3密」を避ける



健康チェック

毎朝、体温を測り、
発熱や風邪症状が
あれば自宅で療養



買い物

空いている時間に
素早く計画的に。
通販や電子決済も
活用



公園や
公共交通機関

空いている時間を選び、会話は控え目に



食事

大皿を避けて個別に料理を取り、グラスやおちょこの回し飲みは避ける。
おしゃべりを控えめに料理に集中



冠婚葬祭 などの親族行事

多人数での会食は避ける。
発熱、風邪症状があったら
参加しない



働き方

テレワークや
ローテーション勤務
時差出勤を活用。
会議や名刺交換は
オンライン上で。



特別定額給付金(1人につき一律10万円)について

【記載例】

※世帯主が申請する場合

[illegible]

問合せ時に必要となりますので、
忘れないようにしてください。

〈必要な添付書類〉

- **本人確認書類(コピー)**
 - ※ 官公署が発行した、氏名・生年月日の分かるもの
運転免許証、マイナンバーカード(プラスチックのもの)、
健康保険証、後期高齢者医療保険証、年金手帳、在留カード 等
- **振込先口座確認書類(コピー)**
 - ※ 金融機関名、支店名、口座番号、名義人(カナ) 分かるもの
通帳コピー、キャッシュカードのコピー
インターネットバンキングの画面のコピー

〈代理申請について〉

世帯主(申請者) 名義ではない口座への振込が可能です。

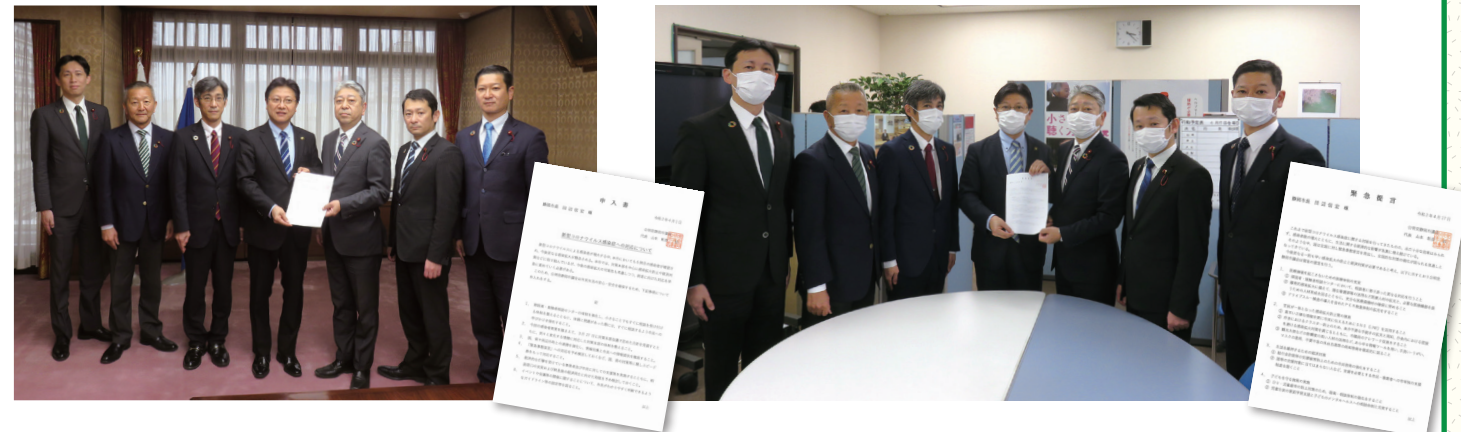
- 代理申請ができる人
 - ・4月27日時点で世帯主の属する世帯の構成員
 - ・法定代理人
 - ・高齢者施設事業者なども可能な場合がありますので、「なんでも相談ダイヤル」にお問合せ下さい。
- 申請時注意
 - ・左記載例に示す「4 代理申請・受給を行う場合」の欄への記載を行います。**世帯主の署名が必要となります。**
 - ・「世帯主の本人確認書類」とともに、「代理人の確認書類」、「代理関係を証する書類」が必要となります。



新型コロナウイルス感染症の脅威が続く中、静岡市議会では４月臨時会と５月に２度の臨時会を開催し、対策のための事業予算を審議しました。臨時会を立て続けに開催することは過去に例のないことです。

また公明党静岡市議会は4月1日には、新型コロナウイルス感染拡大防止の為に、4月17日には国の全国に向けた緊急事態宣言に呼応した緊急提言を矢継ぎ早に行っていました。

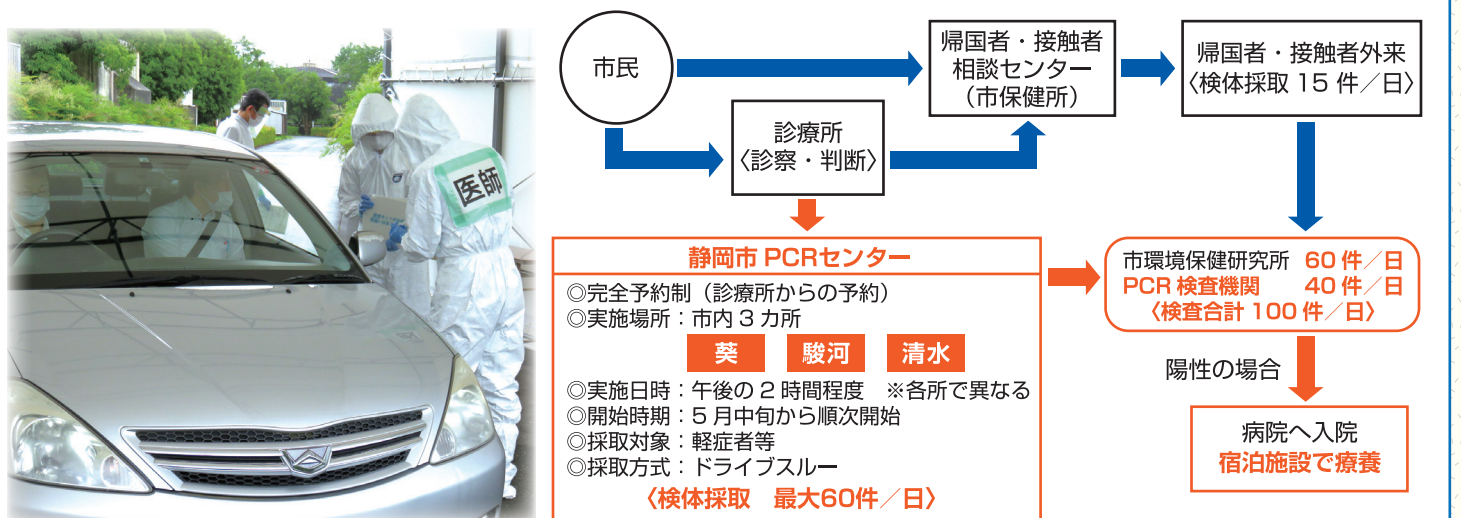
今後とも、刻々と変化する状況の中、スピード感をもって必要な政策が展開されるよう、現場の状況やご意見を踏まえ、一丸となって取り組んでまいります。



公明党静岡市議会の申入れ、緊急提言が大きく反映されました。詳細は内面をご覧ください。

静岡市 PCRセンターの設置について

公明党静岡市議会の緊急提言で要望したドライブスルー方式によるPCR検査の体制が実現しました。
 なお、静岡市PCRセンターで直接PCR検査を受けることはできません。診療所で診察・判断を経たうえで、診療所から予約することになっています。



～新型コロナウイルス感染症に伴うおもな支援策～



個人・世帯向け



新型コロナ 毎日 9:00～20:00
なんでも相談ダイヤル
0570-08-0567

事業者向け



給付(もらえる)

全国全ての人々へ	離職等で住居を失った・失うおそれがある	子育て世帯で家計が大変	失業・収入減で大学等の授業料が支払えない
特別定額給付金 一律 1人10万円を給付 5/11より web申請開始 5月下旬より申請書郵送開始 順次給付 住民基本台帳に記載(4/27時点)されている全ての人	住居確保給付金 家賃実質支給 給付期間: 原則3ヶ月(最大9ヵ月) 給付額(上限) (1) 単身世帯: 3.9万円 (2) 2人世帯: 4.7万円 ※3人以上世帯は要相談	子育て世帯への臨時特別給付金 児童手当の受給者に対し 子ども 1人あたり 1万円 を給付 申請不要(公務員を除く) 児童手当入金口座に振込 (6月中を予定)	高等教育就学支援制度 授業料等の減免 + 返済の必要のない 給付型奨学金
特別定額給付金コールセンター 全国一律 0120-260-020 9:00～20:00(土日祝含む)	・葵福祉事務所 生活支援課 TEL: 054-221-1082 ・駿河福祉事務所 生活支援課 TEL: 054-287-8652 ・清水福祉事務所 生活支援課 TEL: 054-354-2107	・葵区役所子育て支援課 TEL: 054-221-1093 ・駿河区役所子育て支援課 TEL: 054-287-8674 ・清水区役所子育て支援課 TEL: 054-354-2120	日本学生支援機構 TEL: 0570-666-301 9:00～20:00(土日祝除く) もしくは 在籍している学校の支援窓口

貸付(かりる)

収入が減って家計の維持が難しい	税等の猶予・減免		
緊急小口資金(特例貸付) 貸付上限～10万円 (特に必要な場合は～20万円) 据置期間: 1年以内 償還期間: 2年以内	総合支援資金(特例貸付) 2人以上世帯は～月20万円以内 単身は～月15万円以内 据置期間: 1年以内 償還期間: 2年以内 原則3ヶ月まで	市税 (住民税・軽自動車税・ 固定資産税等) が払えない 県税(自動車税等) が払えない	国民健康保険 介護保険 が払えない
無利子 無保証		電気代・ガス代 が払えない 住宅ローン が払えない	
収入が著しく減少した世帯に対し支払猶予制度があります。		収入が 3割以上減少した者に対し減免制度があります。	収入が著しく減少した世帯に対し支払猶予や減免制度があります。事業者等により異なります。
【静岡市社会福祉協議会】 ・葵区地域福祉推進センター(城東保健福祉エリア内) TEL: 054-249-3183 FAX: 054-209-0128 ・駿河区地域福祉推進センター(南部図書館2階) TEL: 054-280-6150 FAX: 054-286-9545 ・清水区地域福祉推進センター(清水社会福祉会館内) TEL: 054-371-0292 FAX: 054-367-2460 【厚生労働省】 「個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター」 0120-46-1999 9:00～21:00(土日祝含む)		〈葵区〉 納税課 納税第1係 TEL:054-221-1035 〈駿河区〉 納税課 納税第2係 TEL:054-221-1531 〈清水区〉 清水市税事務所 TEL:054-354-2093 〈県〉 静岡財務事務所 TEL:054-286-9130	〈国民健康保険〉 葵区保険年金課 TEL:054-221-1070 駿河区保険年金課 TEL:054-287-8621 清水区保険年金課 TEL:054-354-2141 〈介護保険〉 各区役所の福祉事務所 高齢介護課 もしくは 市役所介護保険課 保険料係 TEL:054-221-1292



給付(もらえる)

自粛などで業績が悪化 (売上げ半減)	従業員に休んでもらう	従業員に子どもがいる場合	フリーランスで子どもがいる場合
持続化給付金 売上げが前年同月比で 50%以上減少した場合 中小法人等に最大 200万円 個人事業主等に最大100万円	雇用調整助成金 (コロナ特例) 休業等助成 (中小なら最大10分の10まで) 助成率は、企業規模・雇用条件で変動	小学校休業等 対応助成金 小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合 1日あたり 8,330円を上限に 賃金相当額を助成 (中小なら最大10分の10まで) 助成率は、企業規模・雇用条件で変動	小学校休業等 対応支援金 小学校等休校で休業したフリーランス (委託を受けて個人で仕事をする保護者) 1日あたり 4,100円(定額)を助成
持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570 8:30～17:00(5,6月は土日祝含) 静岡商工会議所サポート(オンライン申請が困難な方) 事前予約制 TEL: 054-255-1871	雇用調整助成金センター TEL: 054-653-6116 8:30～17:15(平日)	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-60-3999 9:00～21:00(土日祝含む)	

静岡市独自制度 問合せは「なんでも相談ダイヤル」へ

休業要請に応じ協力金 50万円	休業要請対象外事業者に 10万円	観光関連事業者に 50万円
新型コロナウイルス 感染拡大防止協力金 飲食店等が自粛要請に従い4/27～5/6間 休業した事業者に対し 50万円、複数店 舗の場合は 100万円の協力金を支給 申請期限6月30日まで また、5/7～5/17日まで休業した事業者 に対して別途20万円を支給 ※静岡県事業 (上記と対象業種が異なります)	エール静岡応援金 新型コロナウイルス感染症の影響により 売上げが 30%以上減少している中小企 業及び個人事業主 (左の協力金を受けていないこと) 1事業者当たり 10万円 申請期間 5/25～8/31 支給期間 6月上旬より順次支給	エール静岡観光事業支援金 観光関連事業者の事業継続のために必要 な費用に対する助成 対象者: 宿泊業、旅行業、貸切バス、 土産物店、博物館、観光農園等 補助要件: 50%以上の売上げ減少 休業要請協力金を受けてない 上限額: 50万円(複数の場合100万円) ※エール静岡応援金受給の場合は減額

経営相談等

事業者・勤労者向け無料相談窓口
静岡市産学交流センター(ペガサート6・7階)
月曜日から金曜日 午前10時から午後7時まで
※完全予約制
<https://www.sigma-jp.co.jp/landing/shizuokashi-soudan/>
問合せ TEL: 054-275-1655

貸付(かりる)

- 各種融資制度
- セーフティネット保証4号・5号
 - 危機関連保証制度
 - 静岡市「景気変動対策資金」
 - 静岡県「経済変動対策貸付(新型コロナウイルス感染症対応枠)」
 - 静岡市「特別利子補給(実質無利子化)」
 - 静岡県「国連携新型コロナウイルス感染症対策貸付」
 - 日本政策金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」
 - 商工組合中央金庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」
 - 日本政策金融公庫・商工中金「特別利子補給制度」
 - 新型コロナウイルス対策 マル経(小規模事業者経営改善資金)

※まずはお近くの金融機関へ相談
日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル TEL: 0120-154-505
静岡県 経済産業部 商工業局 商工金融課 TEL: 054-221-2525
静岡市経済局 商工部 産業政策課 中小企業支援係 TEL: 054-354-2232
商工中金 相談窓口 TEL: 0120-542-711

